

第十三部 各種委員會

# 第一章 概 説

## 一 人事委員会

人事委員会は、地方公務員法第七条に根拠を置く、合議制の人事行政の専門機関である。中立・専門的な行政機関として、行政的権限、任命権者と職員との紛議を裁定する準司法的権限、権限に属する事項につき規則を制定する準立法的権限を有している。

職員の任用については、採用と昇任は競争試験又は選考により人事委員会が行うこととされている。平成二十三年度の競争試験は、職員採用Ⅰ類試験、職員採用Ⅱ類試験、職員採用Ⅲ類試験、職員採用試験（社会人経験者）、警察官採用試験、少年警察補導員採用試験、交通巡視員採用試験が規則で定められている。

給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては、平成十八年度から五年間で給与構造の改革により給与制度の抜本的見直しが行われ、二十二年四月から職員の勤務時間が週四十時間から週三十八時間四十五分に短縮された。

公平審査関係では不服申立てが平成十五年度から十八年度毎年一件ずつ、二十年度、二十二年度に一件ずつの申立てがあつたが、判定によつて二十四年三月末現在、係属事

案はない。措置要求は二十年度に一件の新規要求があつたが、判定により二十四年三月末現在、係属事案はない。

## 二 監査委員

監査委員は、地方自治法第九十五条の規定により設置される、いわゆる行政委員会としての性格を有する独任制の執行機関である。監査委員は独任制のため、監査の実施そのものは全員で行う必要はないが、監査結果の報告の決定又は意見の決定については、原則として、監査委員の合議によるものとされている。

監査委員の職務権限は、一般監査として、県の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理について定期監査や随時監査をするほか、必要があると認めるときは、県行政の執行状況についても事務監査（行政監査）をすることができる。また、特別監査として、直接請求による監査、議会の請求による監査、知事の要求による監査及び財政的援助を与えているもの等に対する監査があるほか、これに附加された職務権限として、決算審査、例月現金出納検査、指定金融機関等の監査、住民監査請求に係る監査、職員の賠償

責任についての監査等がある。

本県では、事務局職員の資質向上、技術系職員の配置などにより監査の専門性を高めるとともに、監査機能の充実強化を図っている。また、外部監査の実施に対して協力するとともに、結果の公表等の事務を担当している。

なお、平成十九年度決算から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき知事から審査に付される「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について審査を行っている。

### 三 労働委員会

労働委員会は、労働組合法等に基づき設置された、公益、労働者、使用者を代表する各五人、計十五人の委員からなる労使紛争解決のための専門機関である。労働委員会は、公正な立場で労使紛争解決のための支援を行い、労使関係の安定・正常化に努めている。

従前は地方労働委員会という名称であったが、十七年一月に労働組合法が改正され、地方労働委員会が都道府県労働委員会とされたことにより、群馬県労働委員会に改められた。

労働委員会が有する機能には、大きく分けて「労働組合等からの不当労働行為救済申立に対する審判的機能」と

「労使紛争の調整機能」の二つがある。「審判的機能」は、不当労働行為救済申立に対し、労働者委員、使用者委員の参与を得ながら、公益委員が事実関係を審査・判定し、命令の発出や和解による解決を図るものである。一方、「調整機能」は、自主解決が困難な労働争議について、あつせん、調停、仲裁の方法で、委員から選任されたあつせん員が当事者に助言等の支援をすることにより紛争の解決を図るものである。

また、地方自治法第百八十条の二に基づく知事の委任を受けて、平成十三年十月一日から個別的労使紛争のあつせんを開始した。この制度は、労働組合を主体とする労使紛争（集団的労使紛争）とは異なり、個々の労働者が当事者となる個別的労使紛争の解決を図ることにより労使関係の安定に寄与しようとするものである。

平成十四年一月から二十四年三月までの不当労働行為事件の取扱件数は二十一件で、直前の十年間（十九件）に比べると若干増加した。一方、十四年から二十三年までの労働争議の調整件数は五十一件で、直前の十年間（六十三件）に比べると大幅に減少した。また、平成十四年四月から二十四年三月までの個別的労使紛争におけるあつせん件数は、八十五件であった。

## 第二章 人事委員会

### 第一節 組織等の変遷

平成十四年から二十四年三月までの期間に選任された委員及びその在任期間等は、次表のとおりである。

氏名	委員在任期間	委員長在任期間
阿久澤 浩	自昭和五七・五・一七 至平成二四・五・一六	自平成 七・五・一七 至平成二四・五・一六
大河原清一	自平成一・五・一七 至平成一九・五・一六	自平成四・五・一七 至平成一九・五・一六
高浦 孝好	自平成三・五・一七 至平成七・五・一六	
福島江美子	自平成四・五・一七 至平成一八・五・一六	自平成一九・一〇・一九 至
福島江美子	自平成一八・六・一三 至	
森田 均	自平成一七・六・二七 至	

吉田 恭三	自平成一九・一〇・一五 至平成三三・九・三〇
渡邊 一正	自平成三二・一〇・一 至

人事委員会事務局組織は平成二十年四月一日にグループ制から係制への移行に伴い、総務・審査係、給与係、任用係に再編された。二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の事務局長等は、次表のとおりである。

事務局長 管理課長 次 長	総務・審査 係(三名)	人事委員会運営、庶務、予算、経理、公平審査、職員団体登録、労働基準監督、職員例規集
給与係 (四名)		給与制度、勤務条件、給与 勧告、民間給与実態調査
任用係 (五名)		職員採用試験(教員を除く) 昇任選考、任用制度

職名	在職期間	氏名
事務局長	自平成一五・三・四 至平成一五・三・三	高橋 茂男
〃	自平成一七・四・三 至平成一七・三・三	新井 寅一
〃	自平成一八・三・三 至平成一八・三・三	森山 脩一
〃	自平成一九・三・三 至平成一九・三・三	根岸 晴雄
〃	自平成二〇・三・三 至平成二〇・三・三	野口 淳一
〃	自平成二〇・四・一 至平成二〇・三・三	武井 昭信
〃	自平成二一・四・〇 至平成二一・三・三	岩沼 秀
〃	自平成二二・三・三 至平成二二・三・三	茂木 悦郎
〃	自平成二三・三・三 至平成二三・三・三	渡辺 辰雄
〃	自平成二四・三・三 至平成二四・三・三	佐藤 完治
管理課長	自平成二五・三・三 至平成二五・三・三	高橋 秀知

〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三	六本木陽一
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三	掛川 秀樹
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三	堀越 一男
人事委員会 事務局参事 兼管理課長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三	堀越 一男
管理課長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三	品川 豊
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三	貝原日出夫

## 第二節 主要な施策、事業等の推移

### 第一項 職員の任用

#### 一 職員の採用

職員の採用は、原則として競争試験によることとされているが、職の性質等により競争試験によることが必ずしも適当でない判断される場合には、選考という個別的な能力

実証方法によることが認められている。

## (一) 競争試験

職員の採用試験に関する規則に基づいて、競争試験を実施した。

平成十四年度から、能力、業績本位の人事管理を今まで以上に徹底し、併せて受験者の意識改革を図るため、それまでの上級試験、中級試験及び初級試験を、それぞれⅠ類試験、Ⅱ類試験及びⅢ類試験に変更し、各試験の内容が受験者に分かりやすくなるように、採用試験の種類ごとに試験問題の程度を「大学卒業程度」、「短大卒業程度」、「高校卒業程度」と明記することとした。これに伴い、上級行政、中級行政、初級一般事務を行政事務に統一した。

また、受験者が申し込みやすい環境を提供し、受験者の確保に資するため、平成十八年度に電子申請制度を導入した。

### ア Ⅰ類試験

大学卒業程度の試験内容を課す試験であり、受験資格は従前の上級試験と同様、二十二歳以上二十九歳以下又は二十二歳未満の大学卒業者であった。事務系は行政事務のみで、技術系は森林、農業、農芸化学、化学、電気、機械、建築、総合土木、薬剤師、獣医師であった。このうち、総合土木は、それまでの農業土木、林業及び土木の三職種を

統合し平成十四年度に新設したものであり、森林は、二十年度に新設したものである。また、獣医師について、受験者を確保するため、大学の六年制化に伴って二十九歳としていた受験資格年齢の上限を、十八年度に三十一歳に、さらに二十年度に三十五歳に引き上げた。

平成十八年度から、より優秀な人材を公平、公正かつ客観的な方法で的確に見抜いて採用するために、三次試験制度を導入した。この制度変更により、新たに若手面接を試験種目として追加するとともに、十七年度まで実施してきた集団討論を廃止した。なお、薬剤師及び獣医師については、専門の資格職種であり、また、採用困難職種であることから、三次試験制の対象から外し、二次試験以降は、Ⅱ類試験の試験日程と同一とした。

平成二十二年度からは、採用困難職種への対応、試験方法の整合を図るため、資格職種である薬剤師及び獣医師を選考に移管した。

### イ Ⅱ類試験

短大卒業程度の試験内容を課す試験であり、受験資格は従前の中級試験と同様二十歳以上二十七歳以下であった。事務系の内訳は行政事務、警察事務及び学校事務であり、技術系の内訳は農業及び総合土木であった。

平成十六年度まではⅢ類試験と同日程で実施していた

が、よりよい人材を確保するため、十七年度からⅠ類試験と同日程で実施することとし、また、事務系職種について専門択一試験を廃止した。

### ウ III類試験

高校卒業程度の試験内容を課す試験であり、受験資格は従前の初級試験と同様十八歳以上二十一歳以下であった。事務系の内訳は行政事務、警察事務及び学校事務であり、技術系の内訳は森林、農業、電気及び総合土木であった。

### エ 社会人経験者

多様な経験を積んだ人材の活用による組織の活性化、採用抑制により生じた年齢構成の歪みを是正するため、平成二十三年度に社会人経験者を対象とする試験を新設した。

高校卒業程度の試験内容を課す試験であり、受験資格は、民間企業等での職務経験を五年以上有する三十歳以上三十五歳以下の者であった。募集職種は行政事務のみであった。

### オ 警察官、少年警察補導員、交通巡視員試験

警察官試験は、警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官B(男性)、警察官B(女性)、警察官A(武道指導)及び警察官B(武道指導)の区分で実施した。受験資格年齢は、大

学卒業者を対象としたA区分について三十歳以下、大学卒業者以外のB区分について十八歳以上三十歳以下であった。

警察官の定数増員に対応するため、通常の七月及び九月の試験に加え、五月に特別試験(九月採用及び十月採用)を行った。平成二十年度からは、特別試験(十月採用)を七月に実施するとともに、退職者増に伴う採用者確保のため、警察官A第二回を九月(B区分と同日程)に実施した。

平成二十一年度からは、人材の早期確保、試験事務の夏季への集中緩和を図るため、A区分の試験日程について、七月から五月へと早期化した。

警察官の職務における柔・剣道や逮捕術といった術科の重要性から、大量退職時代に対応し、警察署での術科指導者の充実を図るため、平成二十年度に、警察官A区分及びB区分で「武道指導」の試験区分を設けた。

少年警察補導員採用試験は、少年補導員採用試験を平成十四年度に名称変更したもので、受験資格年齢は、二十歳以上二十七歳以下であった。

交通巡視員採用試験については実施しなかった。

以上の試験の実施状況は、第一表のとおりである。

### (二) 採用選考考査

#### ア 公開公募による採用選考

資格職種について、公開公募による採用選考を実施した。

受験資格年齢は概ね二十九歳以下としているが、職種によつてはこれを上回る年齢を設定した。主な職種の実施状況は第二表のとおりであり、それ以外の職種の実施状況は、次のとおりである。

職種	実施年度	受験者人	合格者人	競争率倍
職業訓練指導員	平成二三	三	一	三・〇
理学療法士	一六	六	三	二・〇
	一七	二	二	一・〇
	一八	二	一	二・〇
作業療法士	一六	一	〇	一・五
	一七	三	二	
	一八	二	〇	
臨床工学技士	一四	二	〇	
	一五	〇	一	
	一六	六	二	三・〇
	一四	〇	二	五・〇
介護福祉士	一六	一	二	一・八
	一四	八	一	一・六
精神保健福祉士	一四	一	一	一・〇
財務捜査官	一六	一	一	一・〇
	一九	二	一	二・〇

心理カウンセラー	一九	一二	二	六・〇
イテック犯罪捜査官	一九	四	二	二・〇
国際対策指導員	一九	四	〇	二・〇
建築士	一六	二三	一	二三・〇
	二〇	二	〇	二・五
	二一	四一	二	

#### イ 公開公募によらない採用選考

公開公募によらないで採用選考を実施しているものは、係長以上の職に採用する場合、国の競争試験等に合格した者を採用する場合、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職に採用する場合である。

公開公募によらない採用選考の年度別実施状況は、第三表のとおりである。

#### (三) 受験者確保対策

受験者を確保するため、カラー刷り職員募集パンフレットの配布、大学訪問の実施、採用試験説明会の開催などを引き続き実施した。

#### 二 職員の昇任選考

係長(同相当職を含む)以上の職及び警視(警部以下は任命権者に委任)への昇任については、任命権者からの申請に基



つき、選考される者の学歴、免許その他の資格等選考基準に適合しているかどうかを判定のうえ行った。  
昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

年度	部長 相当	課長 相当	補佐 相当	係長 相当	警視	計
平成 二四	一八	一一七	一四五	二〇五	一一	四九六
二五	九	一三九	一四四	二一八	一一	五二一
二六	二六	一三一	一三四	二五一	一五	五五七
二七	一八	一〇五	一二三	一九四	一七	四五七
二八	三六	九八	一三八	二三一	二九	五三二
二九	三〇	一三〇	一四四	二四八	二一	五七三
三〇	三三	一二四	一四七	二一〇	一八	五三一
三一	二四	一三六	一四三	二一八	二三	五四四
三二	三一	一三六	一八〇	二三七	二一	六〇五
三三	二六	一三八	一八五	二〇二	二八	五七九

第一表

年度	試験区分		項目	平成一四	一五	一六	一七	一八
	事務系	技術系						
I類	受験者(人)	合格者(人)	競争率(倍)	二八〇	三三三	九二五	二八〇	三三三
	受験者(人)	合格者(人)	競争率(倍)	二二四	二二七	三三四	二二四	二二七
	受験者(人)	合格者(人)	競争率(倍)	二二〇	六〇	一、二五九	二二〇	六〇
II類	事務系	技術系	計	四五・八	九〇四	三九・二	三九・二	七四二
	事務系	技術系	計	四三・〇	二二	四三・〇	三九・二	一九
	事務系	技術系	計	四三・〇	二二	九〇四	三九・二	一九
III類	事務系	技術系	計	一五・二	一九	二八九	一五・二	一九
	事務系	技術系	計	一五・二	一九	二八九	一五・二	一九
	事務系	技術系	計	一五・二	一九	二八九	一五・二	一九
行政事務	社会人							

二二三	二二二	二二一	二二〇	一九	
競争率(倍) 合格者(人) 受験者(人)	競争率(倍) 合格者(人) 受験者(人)	競争率(倍) 合格者(人) 受験者(人)	競争率(倍) 合格者(人) 受験者(人)	競争率(倍) 合格者(人) 受験者(人)	競争率(倍)
一〇・五 七五 七八九	一二・一 七二 八七〇	一一・四 七二 八一八	一〇・五 五二 五四六	一七・四 三〇 五二一	四六・六
六・六 三三 二二七	六・六 三〇 一九八	五・八 四〇 二二三	四・六 四二 一九五	六・五 二六 一七〇	一〇・七
九・三 一〇八 一、〇〇六	一〇・五 一〇二 一、〇六八	九・四 一一二 一、〇五一	七・九 九四 七四一	一二・三 五六 六九一	二四・一
一八・九 三八 七二七	二六・三 二六 六八五	二三・四 二一 四九一	二五・九 一八 四六七	二二・三 二四 五二〇	三九・四
一八・九 三八 七二七	二六・三 二六 六八五	二三・四 二二 四九一	二五・九 一八 四六七	二二・三 二四 五二〇	三九・四
七・二 三八 二七二	七・二 三五 二五三	八・二 二六 二二四	六七 二六 一七四	六五 二六 一七〇	一〇・三
四・一 一〇 四一	三・二 一一 三五	三・四 八 二七	四・八 四 一九	一・五 二 三	二・〇
六・五 四八 三二三	六・三 四六 二八八	七・一 三四 二四一	六・四 三〇 一九三	六・二 二八 一七三	九・八
九二・三 八 七三八					

第一表(その二)

年度	項目	試験区分	
		A(大卒)	B(A以外)
平成一四	受験者(人) 合格者(人) 競争率(倍)	一、三六五 一四四 九・五	八三一 三五 二・三・七
		警察官(男性)	警察官(女性)
一五	受験者(人) 合格者(人) 競争率(倍)	一、二四三 一六二 七・七	五八〇 四九 一・一・八
		警察官(男性)	警察官(女性)
一六	受験者(人) 合格者(人) 競争率(倍)	一、三〇一 一四六 八・九	一六〇 四一 三・二・〇
		警察官(男性)	警察官(女性)
一七	受験者(人) 合格者(人) 競争率(倍)	一、二一九 一三四 九・一	一三九 三 四六・三
		警察官(男性)	警察官(女性)
一八	受験者(人) 合格者(人)	一、四九六 一六八	一四三 六
		警察官(男性)	警察官(女性)
		A(大卒)	B(A以外)
		警察官(武道指導)	少年警察 補導員
		二〇・五 二 四一	三・四・〇 二 六八

二二	二二	二二	二〇	一九	
競争率(倍)	競争率(倍)	競争率(倍)	競争率(倍)	競争率(倍)	競争率(倍)
七・二	八・二	七・三	七・〇	七・一	八・九
一五・六	一八・八	一〇・四	七・六	八・七	一二・七
一六・四	一〇・五	七・九	一一・八	五・七	二三・八
二二・六	二二・三	一三・四	一一・〇	一〇・五	一九・八
一・五	二・〇	二・三	〇		
	〇		〇		



二二二	二二二	二二	二〇	一九	
競争率(倍)	競争率(倍)	競争率(倍)	競争率(倍)	競争率(倍)	競争率(倍)
四・〇	二・九	(I類試験から移行)			
二・四	一・六				
一六・八	二七・七	一一・六	九・一	六・四	一一・二
六・五					
一三・〇	一四・〇	一三・〇			
一・六	一・二	一・二	一・四	一・八	一・四
三・〇	一・〇	一・〇	一・〇		二・〇

第二表(その二)

一八 合格者(人)	一七 競争率(倍)	一六 競争率(倍)	一五 競争率(倍)	平成一四 競争率(倍)	年度
					項目
受験者(人)	受験者(人)	受験者(人)	受験者(人)	受験者(人)	試験区分
合格者(人)	合格者(人)	合格者(人)	合格者(人)	合格者(人)	保健師
二五	二九・〇				児童自立支援専門員
一四	四・〇	三・五	二・〇	二・五	保育士・児童指導員
二四	二三・〇	三九・〇	二二・〇	二二・七	心理判定員
一四	四・一	五・二	一・一	三・三	鑑識員
一五	三七・〇	一四・五	三八・〇	二二・五	
二五	二九		五七・〇		



二 三	二 三	二 一	二 〇	一 九	
競争率(倍) 合格者(人) 受験者(人)	競争率(倍) 合格者(人) 受験者(人)	競争率(倍) 合格者(人) 受験者(人)	競争率(倍) 合格者(人) 受験者(人)	競争率(倍) 合格者(人) 受験者(人)	競争率(倍)
八・〇 四	一七・五 二	一三・五 二	一三・〇 一	五・〇 四	二・五
			五・〇 一	三・五 二	四・〇
二 三・〇 一	一 八・〇 二		一 四・〇 二	一 四・〇 一	二 四・〇
七・三 三	一 六・〇 一	一 五・〇 二	六 ・七 三	六 ・七 三	一 五・〇
二 二・五 二		二 六・〇 二	二 ・〇 一	〇 二	二 五・〇

第三表

職 種	平成 一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二二	二三	二三
部長相当	一三	一九	一五	七一	一六	七三	一〇	八一	一一	〇
課長相当	五	一	〇	六	九	五七	七〇	八	八	〇
補佐相当	二四	二九	一九	三七	一八	一七	一五	〇	一	一
係長相当	八	四	七	七	五	二〇	二五	〇	一	一
主任・主事・技師	五	一	三	一	四	七	四	五	九	二
警視部	三	三	四	五	二	〇	五	四	一	〇
警部	二	二	三	三	二	三	一	〇	〇	〇
警部長	四	六	三	五	四	七	五	五	四	〇
巡查部長	二	二	三	三	二	三	一	〇	〇	〇
巡查部	三	三	四	五	四	七	五	四	五	〇
医 師	一	三	四	一	一	一	二	二	三	一
歯科 医 師	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
看 護 師	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一
助産師	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
臨床検査技師	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
臨床工学技士	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
精神保健福祉士	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
理学療法士	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

医療ソーシャルワーカー	一								
自動車整備技師	一								
試験 研究員	四								
任期付 研究員	一								
任期付 職員	三								
警察官再採用		三	二	四					
			四	二	一				
					一	三	一		
						三	二	二	
						三	六		
							一	二	
								二	
									二
									三

第二項 給与、勤務時間その他の勤務条件

一 給与制度

平成十四年四月から二十四年三月までの十年間において、所定内給与額は前年を下回る状況が続き、十四年の国民給与比較では調査開始以来初めて公務が民間を上回り、月例給の引下げが実施された。以後、月例給又は期末手当・勤勉手当の引下げにより、十九年度を除き、職員の平均年間給与額は、減少又は据置きとなった。

こうした中、年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムを構築し、職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保するため、平成十八年四月から五年間で給与構造の改革が実施された。具体的には、給料表及び給料制度の見直し、地域手当の新設などが実施された。また、高齢層職

員の給与抑制措置として、同月から五十五歳を超える職員に対する昇給抑制措置が、二十二年十二月から当分の間の措置として同職員（行政職給料表六級相当以上）の給料月額等の一・三パーセント減額支給措置が実施され、十九年四月には病気休暇に係る給料半減措置が導入された。

諸手当では、給与構造の改革の一環で平成十八年四月に調整手当が地域手当に改正され、十九年四月に県内に勤務する職員に一律二パーセントの地域手当が新設された。

住居手当では、平成二十三年四月に持ち家に係る住居手当が廃止された（二十七年三月まで経過措置で存置）。

時間外勤務手当では、平成二十二年四月に月六十時間を超える時間外勤務に係る支給割合が引き上げられた。

管理職手当では、経験年数にかかわらず、職務・職責を端的に反映できるよう、給与構造の改革の一環で平成十九

年四月に定率制から定額制に移行された。

期末手当・勤勉手当では、平成十五年度に三月期の期末手当が廃止され、期末手当・勤勉手当の配分の見直し等が行われた。二十一年六月期の期末手当・勤勉手当を暫定的に〇・二月分凍結する特例措置が実施され、大学学長の期末特別手当が期末手当・勤勉手当に改正された。

寒冷地手当では、平成十六年十一月に人事院勧告に準じた抜本的な見直しが本県独自の暫定措置を含め実施された後、二十年四月に大枠として国の制度に準拠しつつ、本県における地域事情や職員の居住実態等を反映させるための見直しが実施された。

災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）が平成十七年四月に新設された。

退職手当では、在職期間中の貢献度をよりきめ細かく勘案するため、平成十八年四月に調整額を加える算定方法に改正された。二十一年十月に手当支払後の返納や遺族等への支給制限等を可能とする制度が新設された。

## 二 給与勧告・報告等

地方公務員法第八条第一項、第十四条第二項及び第二十六条の規定に基づき、昭和二十六年人事委員会発足以来、二十九年を除き毎年勧告、報告が行われてきた。平成

十四年以降では十九年の大学学長の期末特別手当の改定の未実施を除き、完全実施されてきた。

### 時期及び主な内容

平成一四・一〇・九

- 一 給料表を別記第一(略)のとおり改定
- 二 初任給調整手当について医療職給料表(一)適用の医師等の支給限度月額を三二一、四〇〇円に、その他の医師等を五〇、八〇〇円に改定。扶養手当について配偶者に係る月額を一四、〇〇〇円に、配偶者以外の子等の扶養親族のうち三人目からを一人につき五、〇〇〇円に改定。期末手当・勤勉手当を〇・〇五月分引下げ、平成十五年度以降の三月期の期末手当を廃止、期末手当・勤勉手当の支給割合の見直し等
- 三 任期付研究員の給料表を別記第二(略)のとおり改定。期末手当を〇・〇五月分引下げ。第一号任期付研究員の給料月額に大学学長職給料表八号給相当額を追加
- 四 給与較差是正について、その他適切な措置

<p>五 平成十五年三月支給の期末手当の特例</p>	<p>一五・一〇・二</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 給料表を別記第一(略)のとおり改定</li> <li>二 初任給調整手当について医療職給料表(一)適用の医師等の支給限度月額を三〇七、九〇〇円に、その他の医師等を五〇、二〇〇円に改定。扶養手当について配偶者に係る月額を一三、五〇〇円に改定。期末手当を〇・二五月分引下げ</li> <li>三 任期付研究員の給料表を別記第二(略)のとおり改定。期末手当を〇・二月分引下げ</li> <li>四 特定任期付職員の給料表を別記第三(略)のとおり改定。期末手当を〇・二月分引下げ</li> <li>五 平成十五年四月以降の公民較差相当分の調整は、人事院勧告の趣旨を踏まえた所要の措置</li> </ol> <p>一六・九・六 寒冷地手当制度の改定に関する意見</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 人事院勧告に準じて関係条例の改正について所要の措置。改定により支給額が増額となるものについては、当分の間、支給額の据置き等の暫定措置</li> </ol>	<p>一六・一〇・八</p>
----------------------------	--	----------------

<p>一 給料表及び諸手当の改定見送り(報告)</p>	<p>一七・一〇・一三</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 給料表を別記第一(略)のとおり改定</li> <li>二 初任給調整手当について医療職給料表(一)適用の医師等の支給限度月額を三〇六、九〇〇円に、その他の医師等を五〇、〇〇〇円に改定。扶養手当について配偶者に係る月額を一三、〇〇〇円に改定。期末手当・勤勉手当を〇・〇五月分引上げ</li> <li>三 任期付研究員の給料表を別記第二(略)のとおり改定。期末手当を〇・〇五月分引上げ</li> <li>四 特定任期付職員の給料表を別記第三(略)のとおり改定。期末手当を〇・〇五月分引上げ</li> <li>五 給与構造の改革に伴う給与改定 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 給料表を別記第四(略)のとおり改定。新給料表への切替は別記第五(略)の切替要領による</li> <li>2 昇給制度の改定(昇給日の統一、昇給の号給数の設定、最高号給を超える昇給の廃止)</li> <li>3 調整手当を地域手当に改定(県外勤務職員、医師等の支給割合は国に準じ、県内勤務職員は公民較差の範囲内)</li> </ol> </li> </ol>	
-----------------------------	---	--

<p>4 任期付研究員の給料表を別記第六(略)のとおり改定</p> <p>5 特定任期付職員の給料表を別記第七(略)のとおり改定</p> <p>六 平成十七年十二月に支給する期末手当に係る特例措置</p> <p>七 給与構造の改革関係の経過措置</p> <p>1 人事院勧告に準じて給料月額差額の差額支給</p> <p>2 人事院勧告に準じて地域手当の支給割合の特例措置</p>	<p>一八・一〇・六</p> <p>一 給料表の改定見送り(報告)</p> <p>二 地域手当について県内勤務職員の支給割合を百分の二に設定</p> <p>三 管理職手当について人事院勧告の内容を考慮して定額化</p> <p>四 管理職員特別勤務手当について人事院勧告に準じて改定</p> <p>五 扶養手当について配偶者以外の扶養親族に係る月額(扶養親族でない配偶者がある場合又は配偶者が不在場合の一人に係るものを除く。)を各一人</p>
---	--

<p>につき六、〇〇〇円に改定</p> <p>六 県内勤務職員の地域手当支給割合の特例措置 公民給与の比較方法の見直し(報告) 比較対象企業規模の変更、比較対象従業員の 役職要件の変更等</p>	<p>一九・一〇・一〇</p> <p>一 給料表(大学学長職給料表を除く。)を別記第一(略)のとおり改定</p> <p>二 扶養手当について配偶者以外の扶養親族に係る月額(配偶者が不在場合の一人に係るものを除く。)を各一人につき六、五〇〇円に改定。勤勉手当・期末特別手当を〇・〇五月分引上げ</p> <p>三 第二号任期付研究員の給料表を別記第二(略)のとおり改定。期末手当を〇・〇五月分引上げ</p> <p>四 特定任期付職員の期末手当を〇・〇五月分引上げ</p> <p>寒冷地手当制度の見直し(報告) 国の制度に準拠しつつ、本県における地域事情や職員の居住実態等を反映できるように見直し</p>	<p>二〇・一〇・八</p>
---	---	----------------

<p>一 初任給調整手当について医療職給料表(一)適用の医師等の支給限度月額を四一〇、九〇〇円に改定</p>	<p>二二・五・一四</p> <p>一 平成二十一年六月に支給する期末手当・勤勉手当に関する特例措置(〇・二〇月分凍結)</p> <p>二 大学学長の期末特別手当を期末手当・勤勉手当に改正</p>
<p>二二・一〇・一三</p> <p>一 給料表(医療職給料表(一))を除く。)を別記第一(略)のとおり改定</p> <p>二 持ち家に係る住居手当を月額三、六〇〇円に改定。月六十時間を超える時間外勤務手当の支給割合を百分の百五十(深夜は百分の百七十五)に改定。期末手当・勤勉手当を〇・三五月分引下げ</p> <p>三 第一号任期付研究員の給料表を別記第二(略)のとおり改定。期末手当を〇・三月分引下げ</p> <p>四 特定任期付職員の給料表を別記第三(略)のとおり改定。期末手当を〇・三月分引下げ</p>	

<p>五 給与構造の改革に伴う経過措置額を一の給料表の改定に準じて引下げ</p> <p>六 平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置</p> <p>教員給与の見直し(報告)</p> <p>主幹教諭及び指導教諭を設置する場合、新たな職務の級(特二級)を設けた給料表が適当</p>	<p>二二・一〇・一四</p> <p>一 給料表(医療職給料表(一))を除く。)を別記第一(略)のとおり改定</p> <p>二 当分の間、五十五歳を超える職員(行政職給料表六級相当以上)の給料月額等の一・三パーセント減額支給措置</p> <p>三 持ち家に係る住居手当を廃止。期末手当・勤勉手当を〇・二月分引下げ</p> <p>四 第一号任期付研究員の給料表を別記第二(略)のとおり改定。期末手当を〇・一五月分引下げ</p> <p>五 特定任期付職員の給料表を別記第三(略)のとおり改定。期末手当を〇・一五月分引下げ</p> <p>六 給与構造の改革に伴う経過措置額を一の給料表の改定に準じて引下げ</p>
--	---

七 平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置

二三・一〇・二四

一 給料表(医療職給料表(一)を除く。)を別記第一(略)のとおり改定

二 第一号任期付研究員の給料表を別記第二(略)のとおり改定

三 特定任期付職員の給料表を別記第三(略)のとおり改定

四 給与構造の改革に伴う経過措置額を一の給料表の改定に準じて引下げ

五 平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置

三 勤務時間・休暇等

(一) 勤務時間

平成十五年四月にフレックスタイム制の導入、十九年四月に休息時間の廃止及び休憩時間の拡大(原則六十分)、二十年四月に育児短時間勤務制度の導入、二十二年四月に週三十八時間四十五分に勤務時間を短縮、休憩時間の特

例の廃止及び時間外勤務代休時間の新設

(二) 休暇等

平成十四年四月に介護休暇の日数の拡大、同年七月に子の看護休暇(特別休暇)の新設、十五年一月に子の看護休暇の対象の拡大及び家族看護休暇(特別休暇)の廃止、十六年四月に年次有給休暇等の付与期間を暦年から年度に変更及び自己啓発のための休暇(無給休暇)の新設、十七年四月に修学部分休業制度及び高齢者部分休業制度の導入、同年六月に男性職員の育児参加休暇(特別休暇)の新設、二十年四月に自己啓発等休業制度の導入及び自己啓発のための休暇(無給休暇)の廃止、二十一年五月に官公署出頭に係る休暇(特別休暇)の対象に裁判員の追加、二十二年四月に育児時間(特別休暇)の対象年齢の引下げ並びに看護休暇の対象及び日数の拡大、同年六月に短期介護休暇(特別休暇)の新設

第三項 公平審査

一 不利益処分に関する不服申立て

(一) 年度別の申立件数及び係属件数

平成十四年四月から二十四年三月までの年度別申立件数及び係属件数は次表のとおりである。



係属事案は、処理された事案のうち懲戒処分取消事案の一件が処分の修正が行われ、それ以外の五件は処分承認であった。平成二十二年三月に一旦事案がなくなった後、二十二年度申立ての一件も同年度中に処理され事案はなくなった。

年度	申立件数	処理件数	係属件数
一四			
一五	一		一
一六	一		二
一七	一		三
一八	一		四
一九		一	三
二〇	一	三	一
二一		一	
二二	一	一	
二三			

※係属件数は各年度の三月末日現在。

(二) 事案別の不服申立て及び処理状況  
 事案別の不服申立て及び処理状況は、次の表のとおりである。

事案名称	受理年月日	当初の審査請求人	係属者の処理状況	上記処理後の係属者数
(審)七七号 懲戒処分 取消請求	一六・一・三	警察官 一人	平成二〇・六・二 処分修正 減給3月を 戒告に修正	終了
(審)七八号 懲戒処分 取消請求	一六・四・二六	警察官 一人	平成二〇・六・二 処分承認	終了
(審)七九号 分限処分 取消請求	一七・三・二六	知事部 局職員 一人	平成二〇・二・二 処分承認	終了
(審)八〇号 懲戒処分 取消請求	一八・二・二	高校教 職員 一人	平成一九・二・三 処分承認	終了
(審)八一号 分限処分 取消請求	二〇・七・二六	小学校 教職員 一人	平成三・三・九 処分承認	終了
(審)八二号 懲戒処分	二三・八・三	知事部 局職員	平成三・三・二六 処分承認	終了

取消請求	一人
------	----

## 二 勤務条件に関する措置の要求

### (一) 年度別措置要求件数及び係属件数

平成十四年四月から二十四年三月までの年度別要求件数及び係属件数は次表のとおりである。平成十四年度から十九年度まで要求はなく、その後二十三年度までの要求は一件であった。また、現在係属しているものはない。二十年度の要求一件は、上司にパワーハラスメントをしないように求めるものであった。

年 度	要求件数	処理件数	係属件数
一四～一九			
二〇	一	一	
二一～二三			

※係属件数は各年度の三月末日現在。

### (二) 事案別の措置要求及び処理状況

事案別の措置要求及び処理状況は、次の表のとおりである。

事案番号	受理年月日	要求者	審査の状況
措第三五号	平成二〇・七・二	警察官一人	却下 平成二一・三・二

## 第四項 職員団体制度と労働基準監督業務

### 一 職員団体制度

#### (一) 職員団体の登録について

職員団体の登録について、平成十四年四月から二十四年三月までの間に新たに登録された団体はない。

現在の職員団体の登録状況は、次表のとおりである。

職員団体名	登録年月日	主たる事務所の所在地
群馬県庁職員労働組合	昭和四・二・二〇	前橋市大手町一〇一
群馬県高等学校教職員組合	昭和四・二・二五	前橋市大手町三二一〇
群馬県教職員組合	昭和四・二・二九	前橋市大手町三二一〇
群馬県学校事	昭和五・六・二四	桐生市菱町一三四五二〇

務労働組合		
全群馬教職員組合	平成・二・一元	前橋市大渡町二二六一

(二) 管理職員等の指定について

管理職員等の範囲を定める規則の制定以来、行政組織の改正、職の設置、改廃等に伴い、その都度規則の改正を行ってきたが、平成二十年度以降では、係制移行に伴う改正があった。

二 労働基準監督業務

地方公務員法第五十八条第五項に基づき職員の勤務条件の最低基準を保障するため、労働基準法上の監督機関としての職権行使を行った。

職権行使業務は、労働基準法、労働安全衛生法及び関係命令等により許可、届出及び報告等を処理する広範囲の業務である。このため技術的、専門的な知識、資料その他の便宜の授受のため、群馬労働局と協定を結び、ボイラーの落成検査等において労働局の協力を得ながら業務執行を行った。

人事委員会が職権行使を行った年度別状況は、次のとおりである。

調査事業所	第一種圧力容器の性能検査	第一種圧力容器の落成検査(設置届)	ボイラー性能検査	ボイラーの落成検査(設置届)	宿日直の許可	解雇予告除外認定	区分
二四	二三		二三	二	一	二	二四
二四	二二	二	二二		六	二	二五
一五	二三		二三	二		一	一六
二五	二三		一六	四	三		一七
二五	二〇	一	一五	四	一	六	一八
一五	一七		一四			一	一九
二五	一七		二三			二	二〇
二〇	一七		二三			一	二二
一八	一七		二三				二三
三五	一六	一	二二		一	五	二三

# 第三章 監査委員

## 第一節 組織等の変遷

### 一 監査委員

平成十四年四月から二十四年三月までの間に選任された監査委員は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
知識経験委員	自平成九・二・二一 至平成一七・二・二〇	後藤かね子
〃	自平成一〇・〇・一 至平成二〇・三・〇	岸賢
議会選出委員	自平成一四・五・三一 至平成一五・四・二九	庭山昌
〃	自平成一四・五・三一 至平成一五・四・二九	石原条
〃	自平成一五・五・二〇 至平成一六・三・〇	腰塚誠

知識経験委員	議会選出委員	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
至平成一七・二・二一	自平成一八・五・三〇	自平成一九・四・二五	自平成一九・五・三〇	自平成一九・五・三〇	自平成一九・五・三〇	自平成一九・五・三〇	自平成一九・五・三〇	自平成一九・五・三〇
富岡恵美子	荻原康二	亀山豊文	金田克次	金子一郎	真下誠治	南波和憲	金子泰造	安楽岡一雄

知識経験委員	至 自平成二〇・一〇・一〇・一	横田 秀治
議会議選出委員	自平成二一・五・二七 至平成二二・五・二六	久保田順一郎
〃	自平成二一・五・二七 至平成二二・五・二六	金子 浩隆
〃	自平成二二・五・二七 至平成二三・四・二九	須藤 昭男
〃	自平成二二・五・二七 至平成二三・四・二九	岩井 均
〃	自平成二三・五・二〇 至平成二三・五・二〇	村岡 隆村
〃	自平成二三・五・二〇 至平成二三・五・二〇	狩野 浩志

## 二 事務局

監査委員の事務局組織は、平成十四年四月、グループ制を導入し、それまでの三係から二グループに移行した。二十一年四月、グループ制を廃止し、係制に移行した。二十四年

三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の事務局長等は、次表のとおりである。

事務局長 管理課長 次長	企画監査係 (七名)	監査委員秘書、人事、報酬、給与、予算、決算、会計、監査計画、決算審査、例月現金出納検査、定期監査
	特定監査係 (六名)	監査結果の報告及び公表、随時監査、住民監査請求、財政的援助団体監査、定期監査

職名	在職期間	氏名
事務局長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	原崎 英敏
〃	自平成一八・三・三一 至平成一八・四・一	丸岡甚一郎
〃	自平成二〇・三・三一 至平成二〇・四・一	劍持 文彦
〃	自平成二一・三・三一 至平成二一・四・一	中山 正司

管理課長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	自平成二一・四・三一	自平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	自平成二二・四・三一	自平成二二・四・三一	自平成二二・四・三一	自平成二二・四・三一	自平成二二・四・三一	自平成二二・四・三一
	辻 定夫	藍原 文雄	塚越 一夫	入沢 正光	岡野 弘文	原沢 良男	千代 清志		

第二節 主要な施策、事業等の推移

第二項 定期監査等

一 定期監査  
 地方自治法第百九十九条第四項の規定に基づき、監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査する。

この定期監査は、県の財務に関する事務の執行等が法令などの趣旨に沿って適正に行われているか、合理的かつ効果的に執行されているか等の観点から実施しており、監査委員の職務の中心をなすものである。

定期監査の実施状況

区分	年度		知事部局	地域及び専門小計	教育警察各種企業病院計
	平成十四	平成十五			
十八	六四	六五	六七	六八	六九
六四	九六	七五	七五	八二	八二
一〇〇	一六〇	一四〇	一四二	一四八	一五五
一六四	一〇九	一一一	一一一	一一一	一一一
二二四	五	五	五	五	五
一一一	一三	一四	一四	一六	一六
五	五	五	五	五	五
一三	三三	二九〇	二九一	二九五	二九五
五	三三	三三	三三	三三	三三

十九	六六	一〇〇	一六六	二一〇	二二一	五	一三	五	三二〇
二十	七〇	一〇三	一七三	二〇三	二二一	五	一三	五	三二〇
二十一	六九	九八	一六七	二〇〇	二二一	五	一二	五	三二〇
二十二	七〇	九六	一六六	二〇〇	一九	五	一一	五	三〇六
二十三	七〇	九七	一六七	二〇二	一六	五	一一	五	三〇六

※ 各種委員会等には、議会議務局を含む。

## 二 随時監査

地方自治法第九十九条第五項の規定に基づき、監査委員は、必要があると認めるときは、いつでも県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査を行うことができる。

本県においては、平成十四年度以降、次のとおり随時監査を実施している。

### 随時監査の実施状況

区分	知事部局		年度	県庁		警察本部	各種企業局	病院局	計
	地域及	び専門		機	関				
平成十四	七	七	一〇	一〇	三	一	一	一	一六
十五	一〇	一〇	一〇	一〇	三	一	一	一	一六

※ 各種委員会等には、議会議務局を含む。

## 第二項 行政事務監査

地方自治法第九十九条第二項の規定に基づき、監査委員は、必要があると認めるときは、県の事務の執行について監査を行うことができる。

本県においては、県の事務事業の中から社会経済状況、各種監査の実施状況等を踏まえ、監査を実施すべき必要性の高い事務事業を選定し、主として経済性、効率性、有効性等の観点から監査している。また、平成十六年度から県が発注する建設工事及び建築工事等の執行について、その適正及び効率性の確保等の観点から工事行政監査を行っている。

なお、監査の結果、いずれのテーマについても、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部改善、検討事項を要請した。

### 事務監査（行政監査）の実施状況

年度	事務監査のテーマ
平成十四	公舎 職員宿舍、職員住宅の管理運営について
十五、六	県に事務局を置く団体に対する指導監督事務について
十七	母子寡婦福祉資金貸付金事業について
十八	県立病院の未収金対策について
十九	施設、設備、備品等補助事業による取得財産の管理及び諸手続について
二十	団体に対する負担金等について
二十一	特例民法法人に対する指導監督について
二十二	郵便切手印紙類の出納について
二十三	高額備品の管理及び活用について

### 工事行政監査の実施状況

年度	工事行政監査のテーマ
平成十六	公共事業執行機関での設計書審査業務について
十七	県有施設等の建設管理に係る工事の執行状況について
十九	県有施設・設備の適正な管理について

二十	公共工事の繰越について
二十一	建設工事に伴い発生する建設副産物の処理について
二十二	公共事業の執行に係る手続き等の審査体制について
二十三	社会基盤施設に係る施設台帳等の整備管理状況について

### 第二項 財政的援助団体の監査

地方自治法第九十九条第七項の規定に基づき、監査委員は、必要があると認めるときは、県が補助金、交付金、貸付金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものを監査することができる。

### 財政的援助団体の監査実施状況

区分	出資出捐団体	補助金等交付団体	指定管理者	計
年度				
平成十四	一六	七		一六
十五	一六	七		二三
十六	一四	七		二二
十七	一四	一〇		二四
十八	一七	一一		二八
十九	二一（六）	六（一）	一一	三〇（七）



二千	一六四	一二	九	三七四
二千一	一四〇	二〇	七	四二一
二千二	一一三	一九	一〇	四〇三
二千三	一四〇	一九	九	四二二

注：( )内は指定管理者になつている団体で内数

#### 第四項 その他の監査

#### 一 住民の請求による監査

地方自治法第二百四十二条の規定に基づき、県民は、知事等の職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為があると認めるとき、又は将来なされると認められるときは、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の防止、是正等や、県の被った損害を補填するために必要な措置を講じよう請求することができる。

本県における住民監査請求の状況は次のとおりである。

#### 住民監査請求の状況

区分 年度	件数	監査結果		
		勧告	棄却	却下
平成十四	一		一	
十五	五		一	四

二千	七		三	四
二千一	一		一	一
二千二	六		三	三
二千三	一		一	一
二千四	五	一		四

#### 二 例月現金出納検査

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、例月現金出納検査は、毎月二十八日前後に実施した。

#### 三 指定金融機関の監査

地方自治法第二百三十五条の二第二項の規定に基づき、指定金融機関が取り扱う公金の収納又は支払の事務について、総括店である群馬銀行県庁支店を対象に毎年監査を実施した。

#### 四 決算審査

地方自治法第二百三十二条第二項の規定に基づき、知事から審査に付された毎年度の一般会計及び特別会計の

決算について、決算の計数は正確であるか、予算は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に執行されているか、会計事務は関係法規に準拠し、適正に処理されているか等について審査を行い、意見を付して知事に提出した。

また、地方公営企業法第三十条第二項の規定に基づき、

知事から審査に付された毎年度の公営企業会計の決算について、決算の計数は正確であるか、収支事務は関係法規に準拠し、適正に処理されているか、経営が経済性を発揮し、公共の福祉の増進に配慮して運営されているか等について審査を行い、意見を付して知事に提出した。

## 第四章 労働委員会

### 第一節 組織等の変遷

平成十四年四月から二十四年三月までの期間に選任された委員等は、次表のとおりである。

#### 一 委員会の組織

期 別 (在任期間)	公 益 委 員 員		労 働 者 委 員 員		使 用 者 委 員 員	
	氏 名	職 業	氏 名	職 業	氏 名	職 業
第三四期	◎春山 進 弁	護	今井 健司	J A M 群 馬 副 執 行 委 員 長	佐羽 秀夫	三立応用化工(株) 代表取締役社長
自平成 一二・二一・二三	○尾関 正俊 弁	護	大川 栄八郎	富士重工工業労働組合 執行委員長	秦 次雄	上信電鉄(株) 代表取締役社長

至平成 一四・二一・二八	曾我 祥雄 清水 和子 松下 定光	編(株)群馬経済新聞委員 弁 護 士 松 下 生 涯 能 力 研 究 所 所 長	清水 陽仁 儘田 勉 宮嶋 茂 狗飼 孝志 清水委員の後任	群馬U-1ゼンセン同盟 N-T労働組合群馬支部執行委員長 電機連合群馬地協事務局局長 ゼンセン同盟 群馬県支部長	水谷 正昭 町田 久 平山 典二 松井 義治 平山委員の後任	水谷木材(株)代表取締役社長 (株)渋川製作所代表取締役社長 専(社)群馬県経営者協会専務理事
第三五期 自平成 一四・二一・二九 至平成 一六・二一・二八	◎春山 進 ○尾関 正俊 曾我 祥雄 清水 和子 松下 定光	弁 護 士 弁 護 士 編(株)群馬経済新聞委員 松 下 生 涯 能 力 研 究 所 所 長 弁 護 士	大川 栄八郎 宮嶋 茂 官嶋 茂 狗飼 孝志 鈴木 英二	富士重工工業労組執行委員長 電機連合群馬地協事務局局長 U-1ゼンセン同盟 群馬県支部長 JAM群馬書記長	佐羽 秀夫 秦 次雄 水谷 正昭 町田 久 松井 義治	三立応用化工(株)代表取締役社長 上信電鉄(株)代表取締役社長 水谷木材(株)代表取締役社長 (株)渋川製作所代表取締役社長 専(社)群馬県経営者協会専務理事
第三六期 自平成 一六・二一・二九 至平成 一八・二二・二三	◎春山 進 ○尾関 正俊 曾我 祥雄 松下 定光	弁 護 士 弁 護 士 編(株)群馬経済新聞委員 松 下 生 涯 能 力 研 究 所 所 長	大川 栄八郎 宮嶋 茂 官嶋 茂 狗飼 孝志 清水委員の後任	連合群馬顧問 電機連合群馬地協事務局局長 U-1ゼンセン同盟 群馬県支部長 連合群馬事務所局長	秦 次雄 水谷 正昭 町田 久 松井 義治	上信電鉄(株)顧問 水谷木材(株)代表取締役社長 代表取締役社長 (株)渋川製作所代表取締役社長 専(社)群馬県経営者協会専務理事

第三七期	◎春山 進	弁 護 士	大川 栄八郎	連合群馬顧問	秦 次雄	上信電鉄(株)顧問
自平成 一八・二二・二四	◎尾関 正俊	弁 護 士	清村 宗一	連合群馬顧問	町田 久	(株)渋川製作所 代表取締役社長
至平成 二二・三・二五	曾我 祥雄	元 毎日新聞前橋支局長	鈴木 英二	JAM群馬書記長	松井 義治	(社)群馬県経営者協会 副 会 長
	松下 定光	松 下 生 涯 能 力 総 合 研 究 所 所 長	大橋 豊	連合群馬会長	藤生 雅彦	(株)藤生製作所 代表取締役社長
	石川 久美	元群馬県地方労働委員会事務局局長	丸山 満	U-Iゼンセン同盟群馬県支部長	横山 溥	矢島工業(株) 代表取締役社長
第三八期	◎尾関 正俊	弁 護 士	鈴木 英二	JAM群馬局長	秦 次雄	上信電鉄(株)顧問
自平成 二一・三・二六	◎清水 敏	早稲田大学副総長	大橋 豊	連合群馬会長	町田 久	(株)渋川製作所 代表取締役社長
至平成 二三・三・二九	藤井 良昭	社会保険労務士	丸山 満	U-Iゼンセン同盟群馬県支部長	松井 義治	(社)群馬県経営者協会 副 会 長
	小暮 俊子	弁 護 士	北川 秀一	富士重工関連労働組合連合会会長	藤生 雅彦	(株)藤生製作所 代表取締役社長
	新井 博	弁 護 士	阿部 和彦	連合群馬事務局局長	横山 溥	矢島工業(株) 代表取締役社長
第三九期	◎尾関 正俊	弁 護 士	鈴木 英二	JAM群馬局長	秦 次雄	上信電鉄(株)顧問
自平成 二三・三・三〇	◎清水 敏	早稲田大学副総長	丸山 満	U-Iゼンセン同盟群馬県支部長	町田 久	(株)渋川製作所 代表取締役社長

大橋 豊  
(宮嶋委員の後任)

至平成二五・四・一	小暮 俊子	弁 護 士	北川 秀一	群馬県支部長	松井 義治	代表取締役社長 (社)群馬県経営者協会 副 会 長
	新井 博	弁 護 士	阿部 和彦	富士重工関連労働組合連合会会長	藤生 雅彦	(株)藤生製作所 代表取締役社長
	大河原眞美	高崎経済大学大学院 地域政策研究科長	富澤 誠	ルネサステクノロジ労組 高崎支部執行委員長	横山 溥	代表取締役社長 矢島工業(株)
			小島 弘行 (丸山委員の後任)	U-1ゼンセン同盟 群馬県支部長		

(注) ◎印は会長、○印は会長代理

## 二 事務局

事務局の組織は、平成十四年四月から群馬県地方労働委員会事務局規則の一部改正によって、従来の総務係、審査係、調整係の3係制が、総務調整グループ、審査グループの2グループ制に改められた。

平成二十年四月からは、群馬県労働委員会事務局規則の一部改正によって、グループ制が係制(総務調整係、審査係)に改められた。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代事務局長等は、次のとおりである。

事務局長 管理課長 (二名)	総務・調整係 (二名)	総会、議会、予算、経理、給与 委員報酬、人事、庶務、服 務労働争議のあつせん・調停・仲 裁、個別労使紛争あつせん 労働争議の実情調査
事務局長 管理課長 (二名)	審査係 (三名)	不当労働行為事件の審査 労働組合の資格審査

職名	在職期間	氏名
事務局長	自平成一四・四・三 至平成一五・三・三	石川久美
〃	自平成一七・五・三 至平成一七・三・三	高橋勇夫
〃	自平成一七・七・三 至平成一八・三・三	松山治子
〃	自平成一八・三・三 至平成一九・三・三	遠藤昌男
〃	自平成一九・三・三 至平成一九・四・三	倉澤勉
〃	自平成二一・三・三 至平成二二・三・三	佐々木俊美
〃	自平成二二・三・三 至平成二四・三・三	坂口智之
管理課長	自平成一四・三・三 至平成一六・三・三	内田勝
〃	自平成一九・三・三 至平成二一・三・三	須田守夫
〃	自平成二二・三・三 至平成二四・三・三	六本木陽
事務局長	自平成二四・三・三 至平成二五・三・三	菅沼秀明

## 第二節 主要な施策、事業等の推移

### 第一項 委員会の活動状況

毎年、全国及び関東ブロックの労働委員会連絡協議会等が各都県の持回りにより開催されているが、平成十四年四月から二十四年三月の期間において当委員会が主催した会議の開催状況は、次表のとおりであった。

会 議 名	開 催 年 月 日	開 催 場 所
第一一六回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会 関東ブロック労働委員会会長連絡会議 第六六回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議 第一二七回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会	平成一八年 五月一七日～一八日 平成二二年 九月 四日 平成二三年 九月 八日 平成二三年 九月 八日～九日	高崎市 高崎市 高崎市 高崎市

平成十八年には当委員会創立六十周年を迎え、これを記念する式典がウエルシティ前橋において挙行され、永年勤続委員及び職員表彰等のほか、明治大学法科大学院教授で中央労働委員会会長代理の菅野和夫氏による記念講演が行われた。

また、群馬テレビのぐんまインフォメーションにおいて、春山会長ほか各側委員の出演により、「労働委員会創立六十周年～過去・現在・未来～」をテーマにした放送その他の行事が行われた。

## 第二項 不当労働行為の審査

### 一 概況

平成十四年一月から二十四年三月(以下この節において「この期間」という。)における不当労働行為事件の係属件数は、次表のとおりである。

### 不当労働行為事件の係属件数

扱 分	区 分		年 別
	前 年	繰 越	
新 規 申 立	二	一	一四年
	三	二	一五年
		四	一六年
	三	一	一七年
	一	三	一八年
	一		一九年
	二	一	二〇年
	二	二	二一年
	一	一	二二年
	五	一	二三年
一	二	二四年	
		計	
		二二一	

結 状 況					新 規 申 立 状 況								取			
・ 決 定 棄 一 部 却 救 濟	全 部 救 濟	取 下 計	和 解	解 取	移	該 当 号 別								計		
			和 解 関 与	無 関 与 下		計	一 ・ 三 ・ 四	一 ・ 二 ・ 三	三 ・ 四	二 ・ 三	一 ・ 四	一 ・ 三 ・ 二	四		三	二
		一	一				二	一								三
		一	一				三	一		一					一	五
		三	二	一												四
		一	一				三	一		一				一		四
一		三	一	一			一	一								四
							一							一		一
一							二	一						一		三
		三	三				二		二							四
一							一	一								二
一		三	二	一			五	一	一	一				二		六
							一						一			三
二 二		一 五	九 四	二			二 一	七	三	一 二		一 六	一			二 二



翌年繰越	終令却下		
	合計	命計	令却
二	一		
四	一		
一	三		
三	一		
	四	一	
一			
二	一	一	
一	三		
一	一	一	
二	四	一	
三			
	一九	四	

※ 表頭中「該当号別」は、労働組合法第七条各号に規定する不当労働行為の類型の区分であり、その各号別の内容は次のとおりである。

- 一 号 労働組合を結成し、加入し、又は所属したことを理由として労働者を解雇し、その他不利益に取り扱うこと。
  - 二 号 労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由なく拒むこと。
  - 三 号 労働組合を結成し、又は運営することを支配し介入すること。
  - 四 号 労働委員会への申立て、そこでの発言等を理由に労働者を解雇し、その他不利益に取り扱うこと。
- ※ 平成二十四年は三月末現在の数値である。

この期間の新規係属件数は、二十二件で、平成十三年かの繰越分一件を加えて二十三件が係属した。

## 二 申立て及び審査の状況

(一) 新規申立二十一件を申立人別に見ると、組合申立て十七件、上部組合及び組合申立の双方申立て四件と、すべて組合からの申立てとなっており、労働者個人からの申立はなかった。

次に、事件を企業等の従業員規模別に見ると、三百人未

満が十四件、三百人以上千人未満が五件、千人以上が二件となっており、三百人未満が、六十七%を占めた。

申立人理由別では、解雇その他の不利益取扱い、団体交渉拒否、組合への支配介入の複合案件が七件(三三%)、団体交渉拒否が六件(二九%)、団体交渉拒否と支配介入の複合案件が三件(一四%)となっている。

業種別では、運送業が六件(二九%)、介護業が三件(一四%)、公務が三件(一四%)、製造業が二件(一〇%)、その他七件(三三%)となっている。

これら申立事件で、企業内に複数組合が存在するものは、八件(三八%)を占め、三件に一件は複数組合の一方による申立てである。

(二) この期間に終結した十九件を見ると、命令が四件(二二%)、和解十三件(六八%)、取下げ二件(一一%)であり、終結件数の二割は不当労働行為の有無の判断を行った。

このうち命令に至った四件を申立別に見ると、うち三件が、労働組合法七条一号、二号、三号に係る申立てであり、一件が同条一号に係る申立てであった。また、区分別に見ると、一部救済が二件、申立てを棄却したものが二件であった。これら四件の命令については中央労働委員会への再審査申立てがなされ、直接取消訴訟が提起されたものはなかった。

和解は、委員会が何らかの形で関与して行う関与和解と

そうでない無関与和解に大別されるが、和解十三件のうち関与和解が九件(六九%)、無関与和解は四件(三一%)という状況であった。

終結した十九件の平均審査処理日数を見ると、一事件当たり五百二十日である。そのうち取下げ、和解となった事件は、五百五十六日であり、命令は一事件当たり三百八十七日である。ただし、取下げ、和解に係る平均処理日数には和解までに六千三百四十四日を要した特別な事件が含まれており、これを除く取下げ、和解の一事件当たりの平均処理日数は百四十二日である。

### 第三項 労働組合の資格審査

この期間における労働組合の資格審査の係属件数は、次表のとおりである。

労働組合の資格審査の係属件数

計	係属事由		年 別
	属 前年から繰越	新 規 係 属	
係	計	計	平成 一四年
	一一	九二	一五年
	九	四	一六年
	一二	六六	一七年
	八	六	一八年
	一〇	六	一九年
	一	一	二〇年
	七	六	二一年
	四	二	二二年
	六	五	二三年
	一〇	九	二四年
	五	一	計
	五七	五五	

		法人登記				不当労働行為				委員推薦				総	
属	終	結		係	属	終	結	係	属	終	結	係	属	終	結
前年 から 繰越	次 年 へ 繰越	資 格 有	取 下 ・ 打 切	計	新 規 係 属	前 年 か ら 繰 越	次 年 へ 繰 越	資 格 有	取 下 ・ 打 切	計	新 規 係 属	前 年 か ら 繰 越	次 年 へ 繰 越	資 格 有	取 下 ・ 打 切
							五		一	六				四	二
							六		三	九				六	三
							二		四	六				二	五
							四		二	六				四	二
		一		一	一			一	四	五					五
							一			一					一
							二		一	三				二	五
							一		三	四				一	三
							一		一	二				一	五
							四		一	三				四	三
							五			五				五	
		一		一	一			四	〇	二				二	九
									二	九				二	三
									二	七				二	七
									二	四				二	七
														二	九
														二	三





取 扱 種 別		取扱総件数										
		あ つ せ ん										
		取 扱 結 果			件 数							
		取 扱 後		取 扱 前	開 繰		開 繰					
繰 越	打 切	解 決	取 下	取 下	規 六 五 Ⅱ	計	開 始	繰 越	計	開 始	繰 越	
一	一	二		一		五	五		五	五		五
		三	三			六	五	一	六	六	五	一
二						二	二		二	二		二
二	二	三	一	一		九	七	二	九	七	二	二
	三	一		一		五	三	二	五	三	二	二
	一	二		一		四	四		四	四		四
	二	三		二	一	八	八		八	八		八
	二	三			一	六	六		六	六		六
	一	二				三	三		三	三		三
	一	一			七	九	九		九	九		九
	一	二	一		一	五	二		五	二		五

※ 一 表頭中「前」「後」とあるのは調整者の「指名前」「指名後」を、「規六五Ⅱ」とあるのは「労働委員会規則第六十五条

第二項」等に基づき調整を開始しなかったことを示す。

二 平成二十四年は三月末現在の数値である。

三 この期間においては、調停・仲裁、事件の移管はなかった。

この期間の新規係属件数は五十二件で、本史第五巻の期間（以下「前巻の期間」という）の新規係属件数六十三件に比べて減少した。

調整事件の内訳を見ると、係属件数五十二件はすべてあつせんであり、調停及び仲裁はなかった。

事件の終結状況は、解決が二十件、取下げが一件、打切りが十六件で、調整者の指名前の取下げ及び調整を開始しなかったものは十五件であった。平均解決率は五十五・六％で、前巻の期間（五六・九％）に比べ一・三ポイント下がっている。

## 二 争議調整の内容

調整事項の内訳は、賃金及び手当が三十一件(三二%)、団体交渉促進二十五件(二五%)、経営及び人事十八件(二八%)、給与以外の労働条件十一件(一一%)、協約締結・協約改定四件(四%)、組合承認・組合活動二件(二%)、福利厚生、事前協議制が各一件(各一%)、その他七件(七%)である。(注、複数申請があるため係属件数と一致しない。)

産業別申請状況は、運輸業十四件(二七%)、製造業十二件(二三%)、サービス業九件(一七%)、医療・福祉六件(一二%)、教育・学習支援業四件(八%)、卸売・小売業三件(六%)、建設業二件(四%)、飲食店・宿泊業、その他が各一件(各一%)であった。

企業規模別では、従業員二十九人以下の企業が十二件(二三%)、三十～四十九人が五件(一〇%)、五十～九十九人が十六件(三二%)、百～百九十九人が七件(一三%)、二百～四百九十九人が八件(一五%)、五百人以上が四件(八%)である。

申請者別では、組合申請が四十七件(九〇%)、使用者申請が五件(一〇%)で、双方申請及び職権によるものはなかった。

月別申請状況では、八月が八件(一五%)、十二月が六件(一二%)、四月、七月、十一月が各五件(各一〇%)、二月、三月、六月、九月が各四件(各八%)、一月、十月が各三件(各六%)、五月が一件(二%)の順であった。春闘、夏季及び年末一時金の時期に申請が増加する傾向が見られた。

調整を行った事件(三十六件)に係る一件当たりの調整回数は、平均一・一回である。また、一事件当たりの平均所要日数は、二十九・八日であり、十日以内に解決したものが六件(二六%)、十一日～二十日以内に解決したものが十三件(三五%)、二十一日～三十日が十件(二七%)、三十一日～五十日が三件(八%)、五十一日～百日が四件(一一%)、百日以上が一件(三%)で、全体の約八割が三十日以内に終結している。

あつせん案を提示したものは、申請全体の三二%に当たる十六件であり、これらはすべて当事者が受諾している。あつせん案等の提示率は、前巻の期間の五十四%に比べて二十三ポイントの減少となった。

## 第六項 個別的労使紛争のあつせん

### 一 概況

この期間における個別的労使紛争あつせん事件の取扱状況は、次表のとおりである。

個別的労使紛争あつせん事件取扱状況

取 扱 結 果	取 扱 総 件 数		区 分				
	後	前					
	繰 越	計					
繰 越	打 切	取 下	取 下	不 開 始	開 始	繰 越	年 別
	一	二	一		四	二	平成
							一四年
							一五年
	一	三			四	四	一六年
							一七年
							一八年
	三	一	一		五	五	一九年
							二〇年
							二二年
							二三年
							二四年
							計
	一 六	三 九	一 六	一 六	八 七	八 五	

※ 平成二十四年は三月末現在の数値である。

二 個別的労使紛争の内容

この期間の新規係属件数は八十五件で、平成十三年からの繰り越し分二件を加えて八十七件が係属した。事件の終結状況は、解決が三十九件、打切りが十六件で、解決率は七十三・六％であった。

あつせん事項の内訳は、経営及び人事が五十二件(四三％)、賃金及び手当が三十一件(二五％)、給与以外の労働

条件等十四件(一一％)、人間関係二件(二％)、その他二十三件(一九％)である。(注、複数申請があるため係属件数と一致しない。)

新規申請八十五件の産業別申請状況は、サービス業二十七件(三二％)、運輸業十三件(一五％)、卸売・小売業十二件(一四％)、製造業、医療・福祉が各九件(各一一％)、飲食店・宿泊業が五件(六％)、建設業、金融・保険業が各四



件(各五%)、教育・学習支援業二件(二%)であった。

企業規模別では、従業員二十九人以下の企業が二十九件(三四%)、三十～四十九人が八件(九%)、五十～九十九人が十件(一二%)、百～百九十九人が二十四件(二八%)、二百～四百九十九人が六件(七%)、五百人以上が八件(九%)である。

申請者別では、労働者申請が七十二件(八五%)、使用者申請が十三件(一五%)であった。

月別申請状況では、八月が十七件(二〇%)、十二月が十二件(一四%)、三月が十一件(一三%)、四月、六月が各八件(各九%)、五月が七件(八%)、二月、十一月が各六件(各七%)、七月が五件(六%)、一月が四件(五%)、十月が一件(一%)の順であった。集中時期は、労働争議の調整と類いの傾向が見られる。

調整を行った事件(六十件)に係る一件当たりのあつせん回数は、平均一・一回である。また、一事件当たりの平均所

要日数は、二十八・六日であり、十日以内に解決したものが九件(一五%)、十一日～二十日以内に解決したものが十八件(三〇%)、二十一日～三十日が二十三件(三八%)、三十一日～五十日が六件(一〇%)、五十一日～百日が三件(五%)、百日以上が一件(二%)で、調整事件と同様に、全体の約八割が三十日以内に終結している。

あつせん案を提示して解決に至ったものは、申請全体の四十六%に当たる三十九件であった。

### 第七項 その他の業務

#### 一 労働争議の実情調査

この期間における労働争議の実情調査の実施状況は、次表のとおりである。

### 労働争議の実情調査実施状況

年 別	区 分		調 査 実 施 件 数	終 結 状 況	繰 越
	公 益	事 業			
	そ の 他			あ つ せ ん	
	計			移 調 停 行	
				解 決	
				打 切	



